

自主的避難等対象区域（いわき市）で家族と共に居住し、旧警戒区域の勤務先事業所に勤務していたが、原発事故による事業所閉鎖に伴い転勤となり、新潟県の事業所に単身赴任した申立人について、二重生活で生じた生活費増加費用のほか、上記勤務地の移転により二重生活を余儀なくされたことを考慮して精神的損害が増額されて賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり、和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（但し、下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	ア	生活費増加費用（面会交通費）
	イ	生活費増加費用（家財道具購入費）
	ウ	生活費増加費用（二重生活費用）
	エ	精神的損害（定額）
	オ	精神的損害（増額分）
期 間	ア	平成23年8月20日から平成25年6月30日まで
	イ	同上
	ウ	同上
	エ	平成23年3月11日から同年12月31日まで
	オ	平成23年8月20日から平成25年6月30日まで

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目（但し、同項記載の期間に限る。）についての和解金として、申立人に対して金1,451,934円の支払義務があることを認める。

（内訳）

ア	生活費増加費用（面会交通費）	191,934円
イ	生活費増加費用（家財道具購入費）	300,000円
ウ	生活費増加費用（二重生活費用）	690,000円
エ	精神的損害（定額）	40,000円
オ	精神的損害（増額分）	230,000円

3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、前項の和解金のうち、金80,000円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

(省略)

5 清算

申立人と被申立人は、第1項の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。但し、第1項ア、エ及びオ記載の損害項目及び期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人が署名押印し又被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月24日

(仲介委員 清水貴行)